

8問 指定法人を一つに限ると、競争がなくなり、料金が高くなる
らないか、また、現状において判例データベースを提供して
いる民間業者に対する圧迫とならないか、法務当局に問う。

[利用料金について]

- 料金に関する御指摘の点については、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においても議論されたものの、(先ほど答弁したとおり、)指定法人が仮名処理の作業を集約して効率的に行い、基幹となるデータベースを整備するという本制度の趣旨や、複数の法人がこれを行うとすれば情報漏えいのリスクが高まり、訂正の申出が煩雑になるという弊害を踏まえ、指定法人は一つに限るのが相当であるとされたところ。
- 競争原理が働かないことに伴う懸念については、本法律案では、利用料金に関する事項を指定法人の業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することにより、不当に高額な料金設定とならないことを担保している。

[民間業者への影響について]

- 指定法人は、本制度の下で、基幹となるデータベースの構築・管理と判例データベース事業者などの利用者への提供を行うことを業とするものであって、それらの事業者と競合するものではない。
- むしろ、既存の判例データベース事業者においては、従前はそれぞれ人手とコストをかけて行っていた仮名処理を自ら行う代わりに、仮名処理済みの民事裁判情報を対価を支払って入手することが可能になる。

- このように、指定法人と判例データベース事業者は異なる業務を行うため、本制度が既存の判例データベース事業者の業務を圧迫するものではないと考えており、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）で実施したヒアリング及びパブリックコメントでも、判例データベース事業者から本制度に反対する意見等はなかった。

（参考1）社会全体として見た場合に極めて非効率的である旨の指摘（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・6（2）イ〔45～46ページ〕））

- イ このような仕組みを設けるとして、基幹データベースの構築は、前記第4・1のとおり、各地の裁判所で生成される民事裁判情報を集約し、包括的に仮名処理等の加工を行って利用者に提供するために行うものであるから、情報管理機関は一つに限られるのが望ましいと考えられる。

他方で、情報管理機関を一つに限らないこととした場合には、複数の情報管理機関による競争が生じ、抽象的には提供料金の低廉化につながる可能性があるほか、一つの情報管理機関が事業を停止した場合に他の情報管理機関による民事裁判情報の提供が継続されるという利点が考えられる。しかしながら、現状において、民事裁判情報の提供主体がそれぞれに相応の費用と手間をかけて仮名処理を実施しているという状態が、社会全体として見た場合に極めて非効率的であり、民事訴訟手続のデジタル化の実現後に、データ化された民事裁判情報が大量に生成され蓄積されていく中で、大量の民事判決の利活用を念頭に置く場合には、このような現状を改善する必要があるとの指摘がされている。このような現状に対する問題認識を背景として、民事裁判情報の提供の在り方を抜本的に見直すための検討に至った経緯を踏まえれば、情報管理機関は一つに限られることが望ましいと考えられる。仮に複数の情報管理機関による競争が生じた場合には、提供料金を低廉なものとするために提供する民事裁判情報を限定する者や仮名処理を行う人員を削減する者が現れる可能性も否定できない。また、この場合には、複数の情報管理機関が同じ民事裁判情報を重複して管理することとなり、不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられるほか、前記5（1）の事後的な措置が統一的に行われなくなること

や利用者・訴訟関係者にとって事後的な措置を求める相手方が不明確になつたり、複数の情報管理機関に対して申出をしなければならなくなつたりするという弊害も懸念される。

提供料金を低廉にするためには、情報管理機関において前記3(4)ウのような安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化の検討や利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組の検討等が行われることが望まれるほか、後記(3)のように、提供料金について業務規程の認可を通じた監督官庁の関与が考えられるところであり、情報管理機関の事業停止についても、適切な承継の仕組み等を設けることにより、弊害を回避することが可能であると考えられる。法制化に当たっては、他の制度とも比較しつつ、法体系全体との整合性を考慮して適切な形にする必要があると考えられるものの、以上の点を考慮すると、情報管理機関は一元化するのが望ましいと考えられる。

(参考2) 指定法人の業務の性質が競争による高度化になじまないとする有識者の意見（民事判決情報データベース化検討会第12回会議（令和5年12月8日実施）議事録・商法等の有識者意見）

ありがとうございます。私も情報管理機関は一元化することが望ましいと考えます。性質上、基幹データベースというのは、そこで付加価値を付けてサービスを競うという性質のものではありませんので、ここは単一にして、そして全体の基礎になるデータを集める。こういうことで、そのために、例えば仮名化等々のところで重複したコストを掛けるということは望ましくないし、（中略）利害関係者にとってもコストが少なくなるというふうに考えるからです。以上です。

(参考3) 利用料金をできるだけ低廉なものとするについて（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・3(4)ウ〔32～33ページ〕）

前記2(1)の仮名処理や後記4(1)の安全管理措置を実施するためには、相応の費用を要することとなるから、民事裁判情報の提供は有償で行われる必要があるものの、前記第2・4の公共財としての側面からは、提供の対価をできる限り低廉なものとすることが期待される。こうした観点からは、「オープンデータ基本指針」にあるように、制度の運用開始後にお

いても、安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化や、利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組を通じて、提供の対価について不断の見直しが行われることが望ましく、その際には、利用者負担での提供とすることが社会経済的に適当かどうかについても再検討することが望まれるとの意見もあった。他方において、提供料金は、基幹データベースの健全な運用に支障を来さないように定められる必要がある。基幹データベースの運用には、システムの構築・運用経費、人件費、万一損害賠償請求を受けたときに万全の対応をするために必要な損害保険料等、様々な費用を要すると想定されるところ、基幹データベースの健全な運用が図られるよう、提供料金は、これらの費用を適切に勘案して設定されることが望まれる。

(参考4) 民事判決情報データベース化検討会

令和4年10月から法務省において開催された有識者会議であり、憲法、行政法、民法、民事訴訟法及び情報法・情報セキュリティの各研究者並びに最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国消費生活相談員協会で構成され、オブザーバーとしてデジタル庁が参加した。

計16回にわたって会議を行い、報告書素案に関するパブリックコメント手続(令和6年3月29日から同年5月10日まで実施し、19の個人・団体から、128件の意見が寄せられた。)を経て、同年7月、「民事判決情報データベース化検討会報告書」を取りまとめた。

(参考5) ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見(民事判決情報データベース化検討会第2回会議(令和4年11月16日実施)議事録抜粋)

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなく、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登載件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては

無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。